

表：教育・保育給付認定の変更に必要な書類

変更後の事由		必要な書類	備考
就労	会社勤務	就労証明書〔指定様式〕	内定通知書や辞令などでも以下の項目について記載があるものであれば可。 記載が必要な項目 ・就労開始日 ・1日の就労時間と月間就労日数
	自営業等 個人事業主 (農業を含む)	① 就労証明書〔指定様式〕 + ② 「確定申告書」の写し(青色も白色も2ページ目まで) ※開業後の期間が短く確定申告をしていない場合は 「開業届」「営業許可証」いずれかの写し	自営業・農業に従事する方(就労証明書の「証明者」が「保護者自身」となる方)は、左記書類の提出が必要。 業務委託の場合は、業務委託契約書でも可。
	求職活動	就労予定申立書〔指定様式〕	
	妊娠・出産	出産(予定)児童の母子健康手帳の写し(母氏名と出産(予定)日が分かる部分)	
	保護者の疾病・障がい	「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書、又は障害手帳等の写し等	※保護者が身体障害者手帳・療育手帳等の所持者となった場合は教育・保育給付認定変更申請書に種類を記入 ※診断書は任意様式
	同居親族の看護・介護	看護・介護を受ける人の診断書、又は障害手帳等の写し等	※介護を要する(同居親族)者が障害者手帳、要介護認定等を受けている場合は教育・保育給付認定変更申請書に種類を記入 ※診断書は任意様式
	就学・職業訓練	在学証明書、又は学生証と時間割の写し (カリキュラム、スケジュールの分かるもの)	
	育児休業時の継続利用	・就労や妊娠・出産などから育児休業に変更する場合 異動届 + 教育・保育給付認定変更申請書 ・育児休業を延長する場合 教育・保育給付認定変更申請書	教育・保育給付認定変更申請書に育児休業取得期間を記入

・「就労証明書」や「就労予定申立書」は、ご利用中の認可保育施設・保育課・こども子育てサイトより入手することができます。